

# 黒田庄隣保館だより

10月号



【編集・発行】黒田庄隣保館 住所: 西脇市黒田庄町前坂 294-1 TEL:28-2344 ・ 2023年10月13日発行

## にしわきジュニアじんけん教室



### 稲刈り体験をしました。

9月30日(土)、市内黒田庄町前坂地内の田んぼで、市の教育委員会人権教育課と連携して「ゆくつつち」を活用した「にしわきジュニアじんけん教室」の稲刈り体験が行われ、市内の幼児・小中学生と保護者等約90名が参加しました。

この体験活動は、子どもたちが地域の方々をはじめ、他校の児童や保護者らと交流を深めながら、自分たちが住む西脇市への愛着や誇りを育むことを目的に行っています。

子どもたちは、おうちの人と一緒に、鎌を使って慣れない手つきながらも一生懸命に稲を刈りとり、その後、稲木へ掛けました。

作業後に指導者から『にしわきジュニアじんけん教室』は、『友だちと協力し仲良くする、「差別」や「いじめ」をしない・させない人になってほしいとの願いを込めて開催しています。』との話があり、参加した子どもたちは大きくうなずいていました。

## 長島愛生園紀行

去る10月5日、黒田庄隣保館管外研修として、岡山県瀬戸内市邑久(おく)町虫明(むしあげ)にある長島愛生園を訪れました。

ハンセン病の歴史を学び、ハンセン病に対する偏見や差別の目がどのようにして生まれてきたのか。そしてハンセン病患者やその家族に対する偏見や差別が今もなお残っていることに驚きを覚えました。



国立療養所長島愛生園は第1号の国立療養所として1930(昭和5)年11月20日、長島に開設されました。

ハンセン病はある種の抗酸菌(こうさんきん)(らい菌)によって引き起こされる慢性の感染症です。皮膚とともに末梢神経に病変が生じ、手足の運動機能の麻痺(まひ)や感覚麻痺などの症状を伴います。

かつてハンセン病は「らい」と呼ばれていましたが、差別的な意味合いが強いため、原因菌の発見者であるハンセン博士の名前を取って「ハンセン病」と呼ばれています。

療養所に入所している人は、治癒していますが、各種の後遺症があるため、看護・介護を必要としています。

このような後遺症を残さないためには、

早期の発見とそれに続く十分な治療が不可欠です。現在、ハンセン病は治療薬によって完全に治癒する病気ですが、入所者は薬がなかったときの「後遺症」を手や足、顔などにのこしています。

したがって、現在入所している人は、ハンセン病による後遺症をもった障がい者です。

らい菌は「ハンセン病」の原因となる菌ですが、感染力が非常に弱く、また仮に感染しても体の抵抗力が落ちていなければ発病することはほとんどありません。近年、日本人の新規患者はほとんど確認されていません。

ハンセン病に対する偏見や差別の目は、患者のみならず家族にまで及んだため、遺族が遺骨を引き取ることも難しかったのです。園内に残された遺骨を無縁仏にしてはいけないという思いから1934(昭和9)年、初代の納骨堂が造られました。この納骨堂で学芸員が「近年、結婚している子持ちの夫婦の一方の親がハンセン病患者であったことを理由に離婚された事実がある。」と聞かされました。

改めて真実を知り、理解を深めていくことの重要性を学びました。

(H.N)





# 第11回 黒田庄地区文化祭 ふれあいの歩み



と き 12月3日(日) 9:30~15:30

と ころ 黒田庄地区会館(黒っこプラザ)

内 容 講演会・人権作文朗読

発表(隣保館教養講座生、サークル生・黒っこ活動サークル・中学校クラブ活動による)  
作品展示・福祉バザー・健康相談 等

※ 詳細については、後日配布のプログラムをご参照ください。

## 読書の秋

## 新刊本が入りました!



読書のシーズン到来です。隣保館にも新刊の本34冊が入ってきました。

「人間・牧野富太郎」伝・谷是・谷村鯛夢著 「人生の1冊の絵本・柳田邦男著」 「もしあと1年で人生が終わるとしたら?・小澤竹俊著」 「我慢して生きるほど人生は長くない・鈴木裕介著」 「ものがわかるということ・養老孟子著」 「野心のすすめ・林真理子著」 「老害の壁・和田秀樹著」 「老害の人・内館牧子著」 「僕らの未来が変わるお金と生き方の教室・池上彰著」 「アオアシに学ぶ「考える葦」の育ち方・仲山進也著」 「茜唄(上)・茜唄(下)・今村翔吾著」 「負けない人生・古川智映子著」 「100年の旅・ハイケ、フォーラ著」 「心に響く小さな5つの物語・藤尾秀昭著」 「ぼんぼん彩句・宮部みゆき著」など、ジャンルも多岐にわたっています。秋の夜長、ゆっくりと読書に浸るのもいいと思います。是非、お越しくください。

11月15日(水)~21日(火)は

【全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間】です!!

夫・パートナーからの暴力やセクシュアル・ハラスメントなど、女性をめぐる様々な人権問題について、人権擁護委員、法務局職員が電話相談に応じます。

- ◆ と き 令和5年11月15日(水)~11月21日(火)まで  
月~金 : 8:30 ~ 19:00まで  
土・日 : 10:00 ~ 17:00まで
- ◆ 電話番号 0570-070-810 (全国共通ナビダイヤル)
- ◆ 相談方法等 電話相談による相談です。相談は無料で、秘密は厳守されます。
- ◆ 問い合わせ 神戸地方法務局人権擁護課  
電話 078-392-1821



